

令和7年10月1日

国立大学法人和歌山大学
財務課契約室
施設整備課
学術情報課

本学に提出いただく支出関係書類への押印省略について（お知らせ）

本学では、国の行政手続きにおける押印主義の見直しを踏まえ、取引先企業の皆様に求めている支出関係書類について、下記のとおり押印を省略できることとしましたので、お知らせします。

記

1. 押印を省略できる支出関係書類

次の書類については、押印省略を可とします。

- (1) 見積書
- (2) 納品書又は工事・役務の完了を確認する書類 ※発行者情報の記載は不要
- (3) 請求書

2. 押印を省略する場合の記載事項（発行者情報）

見積書及び請求書への押印を省略する場合は、文書の真正性担保のため、発行者情報（発行責任者及び担当者の氏名及び連絡先）を文書に記載してください。後程、文書について確認させていただく場合があります。

なお、納品書又は工事・役務の完了を確認する書類については、納品物との突合や役務等の完了確認を目的とする書類であるため、発行者情報の記載は不要です。

発行責任者…代表取締役又は支店長、営業所長等契約の権限を委任されている者
担当者…当該取引に関する事務を担当する者

（注）発行責任者と担当者は同一でも構いません。

3. 電子メールによる提出

- ・押印を省略した書類については、電子メールによる PDF 形式での提出についても原本として認めます。

4. 本件取扱開始日

令和7年10月1日以降に発行される書類から対象とします。

5. 留意事項

- ・押印を省略できるのは、会社印、代表者印、担当者印等のすべての印です。
- ・契約書、請書については、事業者の記名押印により文書の真正性の確保が必要な書類として、これまでと同様に押印を必須とします。
- ・上記によりがたい場合やご不明な点等ございましたらお問い合わせください。

【本件問い合わせ先】

財 務 課 契 約 室 073-457-7047

施設整備課施設企画係 073-457-7063

学術情報課総務係 073-457-7905